

埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課ソーシャルメディア利用規約

(趣旨)

第 1 条 埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課（以下、「生徒指導課」）は親と子どもが有する様々な悩みについて、LINE でどこからでも相談できる窓口を開設しました。当アカウントの運用に当たり運用指針を以下のとおり定めます。

(対象アカウント)

第 2 条 本利用規約の対象とするアカウントは次のとおりです。

- ・LINE アカウント名「SNS 教育相談@埼玉県教委」
- ・相談期間 令和 2 年 6 月 15 日から開始
- ・相談時間 平日 午前 5 時～午後 1 0 時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

(留意事項)

第 3 条 ご利用にあたっては以下の点にご留意ください。

- 1 秘密は必ず守ります。希望や同意がない限り、第 2 号に該当する場合を除き、相談内容を第三者に伝えたりすることはありません。
- 2 匿名で相談できますが、身体や命に危険があると判断したときなど、緊急の場合は警察、関係機関などに連絡して安全を確保させていただく場合があります。
- 3 収集した情報は適正に管理し、効果の測定や課題の検証以外には使用しません。
- 4 埼玉県は当規約を予告なく変更する場合があります。

(個人情報)

第 4 条 当アカウントにおける個人情報の扱いについては以下のとおりです。

- 1 埼玉県は本相談により利用者から取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に基づいた保護及び適正管理を行います。また、収集した個人情報は法律上認められる場合を除き、目的外の利用及び第三者への提供は行いません。
- 2 本相談提供事業者は個人情報の保護に関する法律等の関係法令及び委託契約において定める個人情報の守秘義務等を遵守し、相談業務を行います。

(お問い合わせ)

第5条 当利用規約については、下記までお問い合わせください。

埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課

電話：048-830-6740

メール：a6740@pref.saitama.lg.jp

附則

この規約は、令和2年6月15日から施行する。

この規約は、令和3年1月19日から施行する。

この規約は、令和6年1月4日から施行する。

この規約は、令和6年7月1日から施行する。